

施設基準等について

当院は、厚生労働省が定める下記の施設基準等に適合しております。

◆夜間・早朝等加算

平日 18 時以降および土曜日 12 時以降に受付の場合は基本診療料に 50 点加算いたします。

◆電子的診療情報連携体制整備加算

医療 DX を推進し質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備し、

電子的診療情報連携体制整備加算を算定しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報、その他の必要な

情報を活用して診療を行っています。

・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）の促進など、医療 DX に関する取り組みを実施しています。

- ・領収書の発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付しています。

正確な情報を取得・活用して診療を行うため、マイナ保険証の利用にご理解とご協力を

お願いいたします。

◆地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

医薬品の供給不足等が発生した場合、処方の変更に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況により薬剤が変更となる場合があります。その理由について十分に説明いたします。

◆コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用目的の受診に係る費用は以下のとおりです。

【基本診療料】 初診料：291点 再診料：76点

【特掲診療料】 コンタクトレンズ検査料 1：200点

ただし、厚生労働省が定める特定の疾病（眼病の治療など）に該当する場合は、通常のコンタクトレンズ検査料ではなく別の眼科的検査料が適用されます。

◆外来・在宅ベースアップ評価料 I

勤務する職員の賃金改善を図るため、外来・在宅ベースアップ評価料 I を算定しています。

◆物価対応料

昨今の物価高騰への対応として、安全で質の高い医療体制を継続するために初診・再診時に所定の点数を加算しています。

◆一般名処方加算

医薬品の安全供給と後発医薬品（ジェネリック）の使用促進に向けた取り組みを実施しています。

そのため、特定の銘柄でなく有効成分をもとにした「一般名処方」を行っております。

これにより供給不足時でも必要な医薬品を提供しやすくなります。